

令和7年3月（第3回）

益城町農業委員会議事録

※当議事録は公開用として益城町個人情報保護条例等の規定により、
個人情報を削除したものを掲載しております。
また、一部要約等を行い掲載しております。

益城町農業委員会

益城町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年3月10日（月）午後2時00分～

2. 開催場所 JAかみましき益城支所 2階大ホール

3. 出席委員（14名）

1番	井川 寿範	（筆頭代理）	2番	農 政憲	（次席代理）
3番	坂上 孝司		4番	里見 勝則	
5番	北野 洋一		6番	松本 功	
7番	西村 誠志		8番	守江 勉	
9番	宮本 一義		10番	富永 芳弘	
11番	下山 和之		12番	吉村 武幸	
13番	吉田 一浩		14番	松本 三千輝	（会長）

4. 議事日程

日程第1 議事録署名委員について

日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について

日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について

日程第4 報告第3号 許可不要転用届について

日程第5 議案第1号 農地の権利移動の許可申請について

日程第6 議案第2号 農地の転用のための権利移動の許可申請について

日程第7 議案第3号 農用地利用集積計画（農業委員会分）について

日程第8 議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）（農地中間管理機構分）について

日程第9 議案第5号 非農地証明について

日程第10 令和7年 第4回 委員会の日時について

5. 農業委員会事務局職員

農地係長 澤田 洋子 主査 井 敦子

主査 堀田章一郎

6. 会議の概要

(農地係長)

只今より、令和7年第3回益城町農業委員会を開会いたします。

本日は、農業委員14名全員出席ですので、益城町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立いたしますことを、ご報告いたします。

議事進行につきましては、同規則第4条の規定によりまして、松本会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

(会長)

《挨拶》

(議長)

日程第1 議事録署名委員の指名をさせていただきます。

7番西村誠志委員、13番吉田一浩委員にお願いいたします。

次に、日程第2 報告第1号 市街化区域内の農地転用届出について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第1号を説明》

(議長)

只今、報告第1号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、市街化区域内の農地転用届出の報告とします。

次に、日程第3 報告第2号 農地の賃貸借権の合意解約について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第2号を説明》

(議長)

只今、報告第2号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、農地の賃貸借権の合意解約の報告とします。

次に、日程第4 報告第3号 許可不要転用届について、ご報告を申し上げます。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《報告第3号を説明》

(議長)

只今、報告第3号について説明を申し上げました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、本案は、許可不要転用届の報告とします。

次に日程第5 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による農地の権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第1号を説明》

(議長)

只今、議案第1号について説明を申し上げました。

所有権移転の部 番号1番につきましては、7番西村誠志委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いします。

(7番委員)

調査報告いたします。

3月1日に田上推進委員と共に、譲受人に聞き取り調査を行いました。

農地取得後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、トラクター・耕耘機・乾燥機・コンバインを所有しており問題ありません。

主に生産される作物は水稻、栗、柿で、申請地には里芋を作付するとの事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数64年、年間300日、妻が経験年数55年、年間300日となっております。

取得後の農地の面積については、12,472.69m²ですので問題ないと存じます。

地域との調和につきましては、元々近隣農地も耕作していましたし、区役等にも積極的に参加すると伺っているので問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思われますので、委員の皆様方の審議の程をよろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、番号1番につきまして、西村誠志委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべての項目を満たしているので、適格者と認め許可することに決定をいたします。

次に、使用貸借権設定の部 番号1番につきましては、私の方で調査をしております。

補足説明いたします。

(14番委員)

調査報告いたします。

3月4日に赤星推進委員と共に、借人に聞き取り調査を行いました。
この案件は、父から子に使用貸借による権利設定をするものです。
農地貸借後、全ての農地を効率的に利用する件につきましては、機械では、
トラクター・耕耘機・草刈機・運搬機を所有しております、問題ありません。
主に生産される作物は西瓜、水稻で、申請地には西瓜と水稻を作付するとの
事です。

農作業の従事につきましては、本人が経験年数4年、年間320日、父が経
験年数31年、年間320日、母が経験年数28年、年間320日、祖母が経
験年数51年、年間250日となっております。

貸借後の農地の面積については、25, 443m²ですので問題ないと思いま
す。

地域との調和につきましては、区役等にも積極的に参加すると伺っているの
で問題ないかと思います。

以上により全て条件に該当すると思いますので、委員の皆様方の審議の程を
よろしくお願ひいたします。

(議長)

只今、使用貸借権設定の部 番号1番につきまして、補足説明をいたしました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の権利取得者は許可基準、すべて
の項目を満たしているので適格者と認め、許可することに決定をいたします。

次に、日程第6 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による農地の転用
のための権利移動の許可申請について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第2号を説明》

(議長)

只今、議案第2号につきましてご説明いたしました。

所有権移転の部 番号1番につきましては、1番井川寿範委員に調査をいただいております。補足説明をお願いいたします。

(1番委員)

3月4日に花田良子推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、譲受人が個人住宅を建築する案件でございます。

転用許可基準について、申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は、農地の広がりが10ヘクタール未満の第2種農地ですが、他に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願いします。

(議長)

只今、賃借権設定の部 番号1番につきまして、井川寿範委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、番号2番につきましては、1番井川寿範委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(1番委員)

3月4日に花田良子推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、譲受人が個人住宅を建築する案件でございます。

転用許可基準について、申し上げます。

まず立地基準についてですが、申請地は、農地の広がりが10ヘクタール未満の第2種農地ですが、他に適当な土地もないことから転用の見込みはあると思われます。

続きまして、一般基準について申し上げます。

資力、信用については、特に問題ありません。

許可後は速やかに工事に着工するそうです。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲の農地に及ぼす影響もないと考えます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

(議長)

只今、番号2番につきまして、井川寿範委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、使用貸借権設定の部 番号1番につきましては、4番里見勝則委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(4番委員)

3月1日に木村春幸推進委員と現地調査を行いましたので、ご報告します。

今回の申請は、借人が車庫と駐車場及び倉庫と資材置場を整備する案件でございます。

現地は既に整備が済んでおり、今後は農地法を遵守する旨の始末書が添付されております。

転用許可基準について申し上げます。

まず立地基準についてです。

申請地は、住宅、事業用地、及び公共施設が連たんする区域内にある第3種農地となっており、転用の見込みはあると思います。

次に、一般基準について申し上げます。

資力・信用についてですが、新たに造成を行うことはなく、始末書が提出されていることから問題はありません。

規模も土地利用計画図のとおり妥当であると思います。

周囲に農地はありませんので、他の農地に及ぼす影響もありません。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

(議長)

只今、使用貸借権設定の部 番号1番につきまして、里見勝則委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案の転用はすべての許可基準すべての項目を満たしているので許可相当と認める意見を附して県知事に送付することに決定をいたします。

次に、日程第7 議案第3号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定による農用地利用集積計画（農業委員会分）につ

いて議題といたします。
事務局より説明を求めます。

(事務局)
《議案第3号説明》

(議長)
只今、議案第3号について説明を申し上げました。
本案につきましては、議事参与の案件がございますので、まず議事参与の案件をご審議いただき、その後、議事参与以外の案件をご審議いただきたいと思います。
まず、賃借権設定の部 番号1番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)
それでは、賃借権設定の部 番号1番についてご審議をお願いいたします。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)
はい。

(議長)
それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)
全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。
関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

(議長)

次に、賃借権設定の部 番号9番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、賃借権設定の部 番号9番についてご審議をお願いいたします。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

次に、賃借権設定の部 番号10番、14番、15番、16番、29番、30番、31番、32番及び33番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、賃借権設定の部 番号10番、14番、15番、16番、29番、30番、31番、32番及び33番についてご審議をお願いいたします。本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

続きまして、賃借権設定の部でございますが、議事参与の案件を除いた案件についてご審議をいただきたいと思います。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、使用貸借権設定の部でございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

続きまして、所有権移転の部 番号1番から番号4番までございます。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

続きまして、所有権移転の部 番号5番につきましては、10番富永芳弘委員に調査をいただいております。

補足説明をお願いいたします。

(10番委員)

報告いたします。

2月18日に譲受人と熊本県農業公社、松本会長、舛田推進委員、農業委員会事務局の立ち会いのもと、農地売買のあっせん会議をいたしましたので、ご報告いたします。

譲受人は、水稻を中心に農業経営を行っており、耕作面積は3町ほどあります。

今回の申請地は、譲受人が耕作している農地の近隣ということもあり、この度、「あっせん」で購入されることになったものです。

譲受人は、益城町のあっせん名簿にも記載されており、基準面積の2町以上耕作されているので、問題はないと思います。

委員の皆様のご審議、宜しくお願ひ致します。

(議長)

只今、所有権移転の部 番号5番につきまして、富永芳弘委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。
本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合し、農用地の有効利用、規模拡大に役立つものと認められますので、原案のとおり決定いたします。

次に、日程第8 議案第4号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）（農地中間管理機構分）について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第4号説明》

(議長)

只今、議案第4号について説明を申し上げました。

まず、賃借権設定の部 番号14番につきましては、議事参与の制限に該当しますので、関係委員は一時退室をお願いします。

《関係委員退室》

(議長)

それでは、賃借権設定の部 番号14番についてご審議をお願いいたします。
本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

関係委員の入室をお願いします。

《関係委員入室》

賃借権設定の部でございますが、議事参与の案件を除いた案件についてご審議をいただきたいと思います。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。
賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

続きまして、使用賃借権設定の部 番号1番につきまして何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決をいたします。

賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、日程第9 議案第5号 非農地証明について議題といたします。

事務局より説明を求めます。

(事務局)

《議案第5号説明》

(議長)

只今、議案第5号につきましてご説明いたしました。

非農地証明の部 番号1につきましては、3番坂上孝司委員に調査をいただいております。補足説明をお願いいたします。

(3番委員)

3月3日に松本会長、岡本紀昭推進委員、事務局と共に現地調査を行いましたので、ご報告します。

申請の土地は、一区画の宅地の中に、登記地目が畠の土地が残っており、周囲の状況や閉鎖謄本から、昭和27年10月20日以前から非農地であったと考えられます。また、周囲に農地は存在せず、今後の農業的利用を図る計画がない土地であるため、農地法に規定する農地ではないと考えられます。

以上です。

委員の皆様のご審議よろしくお願ひします。

(議長)

只今、非農地証明の部 番号1番につきまして、坂上孝司委員より補足説明をいただきました。

本件について、何かご意見、ご質疑等はございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

(委員一同)

はい。

(議長)

それでは、採決いたします。

本案に賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。

《全員挙手》

(議長)

全員賛成ということでございまして、本案は原案どおり承認することに決定いたしました。

次に、日程第10 令和7年第4回委員会の日時について申し上げます。

次回は4月10日木曜日、午後2時よりJAかみましき益城支所 2階大ホールで開催いたします。

皆様方のご協力をよろしくお願ひいたします。

以上、用意いたしました案件につきましては議了しました。

閉会をさせていただきたいと思います。

閉会の挨拶を井川筆頭代理にお願いしたいと思います。

(1番委員)

《挨拶》

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和7年3月10日

議長

議事録署名委員

議事録署名委員